

地方税法附則第15条（適用期限のある公益事業等に対する課税標準額の特例）

秩父市税条例のわがまち特例（R8年4月1日施行）

法附則第15条		特例内容	特例割合の参酌値及び条例で定める範囲	対象期間	秩父市税条例附則第10条の2		
改正前 項番号	改正後 項番号				条例で定める割合	改正前 項番号	改正後 項番号
2①	2①	公共の危害防止のために設置された施設又は設備（汚水又は廃液処理施設）	1/2を参酌して 1/3～2/3	R7年2月1日～ R10年3月31日	1/2	1項	1項
2⑤	2⑤	下水道除害施設	4/5を参酌して 7/10～9/10	R7年2月1日～ R10年3月31日	4/5	2項	2項
14	13	都市再生特別措置法に規定する認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等・（秩父市は該当地域外） 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等・（秩父市は該当地域外）	3/5を参酌して 1/2～7/10 ----- 1/2を参酌して 2/5～3/5	R5年4月1日～ R11年3月31日	3/5 ----- 1/2	3項	3項
25	24①イ	太陽光発電施設(1,000kw未満) ペロブスカイト太陽電池及び付帯設備	1/2を参酌して 1/3～2/3	R8年4月1日～ R11年3月31日	1/2	-	4項
25	24①ロ	特定水力発電設備(4号以外) 出力5000kw未満	1/2を参酌して 1/3～2/3	R8年4月1日～ R11年3月31日	1/2	-	5項
25	24①ハ	特定地熱発電設備 出力1000kw以上	1/2を参酌して 1/3～2/3	R8年4月1日～ R11年3月31日	1/2	-	6項
25	24①ニ	バイオマス発電設備（認定発電設備に限る）出力10,000kw未満	1/2を参酌して 1/3～2/3	R8年4月1日～ R11年3月31日	1/2	-	7項
25	24③イ(2)	特定風力発電設備で温対法に基づく認定地域脱炭素化促進事業計画に記載された設備	2/3を参酌して 1/2～5/6	R8年4月1日～ R11年3月31日	2/3	-	8項
25	24③イ(3)	特定風力発電設備で農林漁村再エネ発電促進法に基づく認定設備整備計画に記載された設備	2/3を参酌して 1/2～5/6	R8年4月1日～ R11年3月31日	2/3	-	8項
25	24③ロ	特定地熱発電設備(1,000kw未満)	2/3を参酌して 1/2～5/6	R8年4月1日～ R11年3月31日	2/3	-	9項
25	24④	特定水力発電設備(1号口以外) (5000kw以上)	3/4を参酌して 7/12～11/12	R8年4月1日～ R11年3月31日	3/4	-	10項
28	27	水防法に規定された浸水防止計画に基づき取得した浸水防止用設備（秩父市は該当地域外）	2/3を参酌して 1/2～5/6	H29年4月1日～ R11年3月31日	2/3	15項	11項
32	31	都市緑地法の規定に基づき設置した市民緑地の用に供する土地	2/3を参酌して 1/2～5/6	H29年4月1日～ R9年3月31日	2/3	16項	12項
36	35	水防法に規定により指定された浸水被害軽減地区内の土地	2/3を参酌して 1/2～5/6	R2年4月1日～ R11年3月31日	2/3	17項	13項

法附則第15条		特例内容	特例割合の参酌 値及び条例で定 める範囲	対象期間	秩父市税条例附則第10条の2		
改正前 項番号	改正後 項番号				条例で定 める割合	改正前 項番号	改正後 項番号
37	36	都市再生特別措置法に規定する一 体型滞在快適性向上施設	1/2を参酌して 1/3～2/3	R6年4月1日～ R10年3月31日	1/2	18項	14項
40	39	特定都市河川浸水被害対策法・下 水道法に基づき都道府県知事や市 町村長等の認定を受けて整備された 雨水貯留浸透施設	1/3を参酌して 1/6～1/2	R3年4月1日～ R9年3月31日	1/3	19項	15項
41	40	特定都市河川浸水被害対策法に規 定する貯留機能保全区域の指定を 受けた土地	3/4を参酌して 2/3～5/6	R4年4月1日～ R10年3月31日	3/4	20項	16項
15条の8 第2項	15条の8 第2項	新築のサービス付き高齢者向け賃 貸住宅	2/3を参酌して 1/2～5/6を減 額	H27年4月1日 ～ R9年3月31日	2/3	21項	17項
15条の9 の3第1 項	15条の9 の3第1項	長寿命化に資する大規模修繕工事 を行ったマンションに係る税額の減 額措置	1/3を参酌して 1/6～1/2を減 額	R5年4月1日～ R9年3月31日	1/3	22項	18項
15条の 11第1項	15条の11 第1項	利便性等向上改修工事が行われた 改修特別特定建築物	1/3を参酌して 1/6～1/2を減 額	R8年4月1日～ R11年3月31日	1/3	-	19項

地方税法第349条の3（市税条例第61条の2）

法第349条の3		特例内容	特例率	期限	秩父市税条例第61条の2		
改正前 項番号	改正後 項番号				条例で定 める割合	改正前 項番号	改正後 項番号
27	27	家庭内保育事業の用に供する家屋 及び償却資産	1/2を参酌して 1/3～2/3	H29年4月1日 以降	1/2	1項	改正 なし
28	28	居宅訪問型保育事業の用に供する 家屋及び償却資産	1/2を参酌して 1/3～2/3	H29年4月1日 以降	1/2	2項	改正 なし
29	29	事業所内保育事業の用に供する家 屋及び償却資産	1/2を参酌して 1/3～2/3	H29年4月1日 以降	1/2	3項	改正 なし

H29年度からは都市計画税でも運用する。（法第702条第2項 都市計画税条例第2条3項）